

第3章

身分法（総則の失踪宣告等を含む）

③－１【死亡者の財産管理と相続】

Q 亡くなった方の財産管理や相続はどうなるのでしょうか。

A

死亡（認定死亡や失踪宣告も含む）すれば、相続が開始します。相続人が存在すれば、その者が財産管理を行うことになります（民法 918 条）。

「相続人のあることが明らかでない」（民法 951 条以下）場合は、相続財産は法人となり、家庭裁判所の選任する相続財産管理人が財産管理を行うことになります。なお、令和 3 年 4 月 21 日成立の民法等の一部を改正する法律（による改正令和 5 年 4 月施行予定）により、相続財産管理人制度は、相続財産清算人制度に変更となります。

③－２【死亡の先後がわかる場合の相続】

Q 夫が死亡した後、義父が死亡した場合、妻は義父の相続財産を受け取れますか。

A

妻は夫の相続人ですが、義父の相続人ではないので、義父の相続財産を受け取れません。なお、夫妻に子がいた場合には、その子は義父の相続人となります（民法 887 条）。

③－４【同時死亡の場合の遺言の効力】

③－３【死亡の先後が不明の場合の相続】

Q 夫と義父が亡くなりましたが、どちらが先に死亡したかわかりません。この場合、妻は義父の相続財産を受け取れますか。

A

死亡の先後が不明の場合、同時に死亡したと推定されます（民法 32 条の 2）。この場合、同時死亡者相互間には相続関係は生じません。したがって、夫は義父を相続しないので、妻は義父の相続財産を受け取れません。なお、夫妻に子がいた場合には、その子は義父の相続人となります（同法 887 条）。

③－４【同時死亡の場合の遺言の効力】

Q 夫と義父が同時に亡くなりました。義父の「全財産を夫に相続させる」旨の遺言がありますが、この場合、妻は義父の相続財産を受け取れますか。

A

「相続させる」旨の遺言について最高裁は、「『相続させる』旨の遺言は、当該遺言により遺産を相続させるものとされた推定相続人が遺言者の死亡以前に死亡した場合には、当該『相続させる』旨の遺言に係る条項と遺言書の他の記載との関係、遺言書作成当時の事情及び遺言者の置かれていた状況などから、遺言者が、上記の場合には、当該推定相続人の代襲者その他の者に遺産を相続させる旨の意思を有していたとみるべき特段の事情のない限り、その効力を生ずることはない」と解するのが相当である。」（最判平成 23・2・22 民集 65 巻 2 号

699頁）と判示しています。ですので、妻に遺産を相続させる「特段の事情」がある場合には、妻が相続財産を受け取れますが、そうでない場合は、③－3【死亡の先後が不明の場合の相続】のとおり、妻は相続財産を受け取れないものと考えられます。

なお、遺贈に関しては民法に規定があり、同時死亡の場合は、「遺言者の死亡以前に……死亡したとき」（民法994条）に含まれるので、遺言の効力は生じません。したがって、義父の夫に対する遺言は効力がないので、妻は相続財産を受け取れません。

夫妻に子がいた場合には、その子は義父の相続人となります（民法887条）ので、遺言、遺贈の効力が否定されたとしても、その子が相続財産を取得することがあります。

③－5 【内縁の夫の財産】

Q 内縁の夫が亡くなりました。私も相続財産を受け取れますか。

A

内縁の妻は法律上の配偶者ではないので、相続人として相続財産を受け取ることはできません。ただし、以下の場合には、相続財産を受け取ることが可能です。

① 内縁の夫が遺言をしていた場合

ただし、内縁の夫に相続人がいれば、遺留分侵害額請求（民法1046条）を受ける可能性はあります。

② 特別縁故者としての相続財産分与（民法958条の3（令和5年4月1日以降は958条の2））

内縁の夫からあなたへの遺言もなく、かつ、内縁の夫に相続人がいない場合には、内縁の夫の相続財産は国庫に帰属することになりますが、あなたが

③－6 【相続放棄の熟慮期間】

家庭裁判所に相続財産管理人選任を申し立て、最終的に家庭裁判所が相当と認める場合には、相続財産の全部又は一部を受け取ることが可能です。

③－6 【相続放棄の熟慮期間】

Q 夫が死亡しましたが、多額の借金があるようです。相続放棄したいのですが、いつまでに何をすればよいですか。

A

相続人は、自己のために相続の開始があったことを知ったときから3か月以内に相続放棄をする必要があります（民法915条）。したがって、相続放棄をするのであれば、夫の死亡を知ったときから3か月以内に家庭裁判所（夫の最後の住所地を管轄する家庭裁判所）に相続放棄の申述の申立てをする必要があります。

なお、いったん相続放棄をしてしまうと、撤回することはできません。したがって、相続財産をよく調査した上で、放棄するかどうかを決めましょう。

熟慮期間の起算時については、相続人において相続開始の原因となる事実及びこれにより自己が法律上相続人となった事実を知ったときから3か月以内に限定承認又は相続放棄をしなかったことが、相続財産が全く存在しないと信じたためであり、かつ、このように信ずるについて相当な理由がある場合には、民法915条1項所定の期間は、相続人が相続財産の全部もしくは一部の存在を認識したとき又は通常これを認識し得べかりし時から起算するのが相当である（最判昭和59・4・27民集38巻6号698頁）とあるので、夫の死亡時（災害時）が起算点になる可能性が極めて高いですが、利害関係人の請求によって家庭裁判所で伸長することができます。

また、熟慮期間は、「死亡」の種類によっても起算点が異なると考えられているので、注意しましょう。例えば、失踪宣告の場合には、失踪宣告時から、

認定死亡の場合には、戸籍に記載された届出日から起算すると考えられています。さらに、災害が起きた場合には、起算日について特別な定めがなされる可能性があります。

東日本大震災においては、被災者である相続人が、生活の混乱の中で限定承認、相続放棄等を行うことができないまま熟慮期間を徒過することにより不利益を被ることを防止する必要性が指摘され、日本弁護士連合会からも平成23年5月26日付で「相続放棄等の熟慮期間の伸長に関する意見書」が提出されました。その結果、「東日本大震災に伴う相続の承認又は放棄をすべき期間に係る民法の特例に関する法律」が成立し、同年6月21日に公布、施行されました。これにより、被災者（平成22年12月11日以後に自己のために相続の開始があったことを知ったものも含む）については、熟慮期間が平成23年11月30日まで延長されました（法務省ウェブサイト〈http://www.moj.go.jp/MINJI/minji07_00092.html〉）。

その後のさまざまな災害の発生、対応の必要性を受け、平成25年に特定非常災害特別措置法が改正されました。これにより、著しく異常かつ激甚な非常災害が生じた場合は、政令により熟慮期間が伸長されることがあり得ますので（同法6条）、相続放棄を検討する上では、その時々々の災害に関する政府対応（熟慮期間伸長の有無）を確認することが重要となります。

③－7 【遺言書を発見した場合】

Q 父が亡くなったのですが、遺言書を発見しました。開けてしまってよいでしょうか。

A

遺言書が、①自筆証書遺言、②公正証書遺言、③秘密証書遺言のどれかにより扱い方が異なります。①と③の場合は、家庭裁判所の検認手続を経なければ

③－８【未成年者を残して両親が死亡した場合】

ならず、封印されている場合には開封をしてはなりません（民法 1004 条）。検認手続を経ずに遺言書を開封した場合、5 万円以下の過料に処せられます（民法 1005 条）。

②の場合は、検認は不要であり開封して構いません。

なお、①自筆証書遺言であっても、その遺言書が法務局遺言書保管法に基づき法務局に保管されている場合には検認は不要となります（法務局遺言書保管法 11 条）。

外観から①～③のいずれかが不明である場合には、①③と同様に、検認手続を経て開封する必要があります。

③－８【未成年者を残して両親が死亡した場合】

Q 両親が死亡し、未成年の子だけが生き残りました。両親には財産がありましたが、この財産の処分はどうすればいいでしょうか。また、生命保険金や補償金を受領した場合、これらの財産の管理はどうでしょうか。

A

未成年者は両親の財産を相続することになりますが、親権を行う者が未成年者の財産を管理し、その財産に関する法律行為についてその子を代表することになります（民法 824 条本文）。したがって、未成年者（婚姻している場合を除く）が財産を管理したり、処分したりすることはできません。

親権者である両親が死亡した場合、親権者が不在であるので、親権者が遺言で未成年後見人を指定していれば、その未成年後見人が子の財産を管理することになります（民法 839 条）が、未成年後見人が指定されていない場合には、未成年者又はその親族等が家庭裁判所に未成年後見人の選任を請求することになります（同法 840 条）。

また、親権者及び未成年後見人のいない未成年者について、「その福祉のた

め必要があるとき」は、児童相談所長は家庭裁判所に対し未成年後見人の選任を請求しなければならないことになっています（児童福祉法 33 条の 8）。

③－9【成年後見人が死亡又は行方不明となった場合】

Q 成年後見人が死亡又は行方不明となった場合、あるいは、けがや遠隔地に避難したため後見事務を行うことができなくなった場合、どうすればよいでしょうか。

A

後見人が欠けた場合、後見監督人が選任されていれば、その後見監督人が遅滞なく後見人の選任を家庭裁判所に請求することになります（民法 851 条）。後見監督人が選任されていなければ、家庭裁判所が成年被後見人又はその親族等の請求により又は職権で成年後見人を選任します（同法 843 条）。

後見人は、正当な事由があるときは、家庭裁判所の許可を得て、辞任することができます（民法 844 条）。それにより新たに後見人を選任する必要があるときは、その後見人は、遅滞なく新たな後見人の選任を家庭裁判所に請求しなければなりません（同法 845 条）。

③－10 【行方不明者の財産管理】

③－10 【行方不明者の財産管理】

Q 父が行方不明になりました。父の財産は誰が管理すればいいですか。

A

認定死亡や失踪宣告がいまだないのであれば、財産管理人が父の財産を管理することになります。父があらかじめ財産管理人を選任していれば、その者がそのまま財産を管理することになります。財産管理人が選任されていない場合には、まず、家庭裁判所に不在者財産管理人の選任を申し立てる必要があります（民法 25 条）。この選任の申立ては、「利害関係人」（又は検察官）が行う必要があります。推定相続人であれば、「利害関係人」として申立てを行うことができます。

なお、父の死亡が明らかになった場合や失踪宣告を申し立てて失踪宣告がなされた場合（民法 30 条）、認定死亡（戸籍法 89 条）になった場合には、相続人が相続分に応じて、父の財産を相続し、管理することになります（民法 918 条）。

財産管理人が選任されるまでも、事務管理（民法 697 条以下）として、財産管理を行うことはできますが、「本人又はその相続人若しくは法定代理人が管理をすることができる」（同法 700 条）まで継続しなければなりません。

③－11 【行方不明者（安否不明を含む）の相続】

Q 父が行方不明になりました。父の財産について相続は開始しますか。

A

相続が開始するには、家庭裁判所への申立てにより失踪宣告を受けるか（民法30条）、認定死亡（戸籍法89条）を受ける必要があります。

認定死亡は、「取調をした官庁又は公署は、死亡地の市町村長に死亡の報告」をすることにより、本人の戸籍に死亡の記載が行われます（戸籍記載の日に死亡したことになります。ただし、死亡が推定されるにとどまります）。これに対して、失踪宣告の場合は、危難が去ってから1年間行方不明の状態であれば申立てをすることができ、危難の日が死亡日になります（推定ではなく、死亡したとみなされます）。

なお、平成23年6月7日付法務省の発表では、東日本大震災で被災し、死亡したと考えられる方については、遺体が発見されていない場合であっても、死亡届を市区町村に提出できるようになりました（戸籍法86条3項）。統一様式の届出人の申述書に、当該行方不明者の被災状況を現認した者の申述書や在勤（在学）証明書等を添付して提出し、市区町村が死亡の事実を認定できると判断した場合には、死亡届が受理されます（法務省ウェブサイト〈https://www.moj.go.jp/MINJI/minji04_00026.html〉）。

③-12【離婚協議中の妻が行方不明となった場合】

③-12【離婚協議中の妻が行方不明となった場合】

Q 離婚協議中の妻が行方不明となりました。妻と離婚するには、どのような手続が必要ですか。

A

協議離婚では、当事者が離婚に合意することが必要であるので、妻が行方不明であれば協議離婚を成立させることはできません。

協議離婚ができない場合、裁判上で離婚を求めていくことになりますが、裁判上の離婚をするには、調停前置主義が採用されており、まず、家庭裁判所に離婚調停を申し立てる必要があります。しかし、この場合には妻が行方不明ということで、妻が調停に出頭する可能性はほとんどないと考えられますので、上申書等により事情を説明した上、調停を前置せずに家庭裁判所に対し離婚訴訟を提起することも検討することになります。なお、当然ながら離婚訴訟においては離婚事由（民法 770 条）を主張立証することが必要です。

また、離婚とは別に、妻が死亡（認定死亡、失踪宣告を含む）すれば、婚姻状態は解消されます。その場合、再婚することが可能ですが、後に行方不明の妻の生存が判明すれば、失踪宣告の取消しによる身分関係への影響がある可能性があります。

③－13 【未成年者の親権者である元妻が行方不明となった場合】

Q 妻を子の親権者として離婚した後、元妻が災害で行方不明となりました。未成年者の子の親権者を夫とするには、どのような手続が必要ですか。

A

親権者は元妻であるので、夫が親権を取得するには、家庭裁判所に子の親権者変更審判を申し立てる必要があります。そして、家庭裁判所において、子の利益のために必要があると認められれば、子の親権者を夫に変更するとの審判がなされます。元妻が失踪宣告を受けたり、認定死亡とされた場合、未成年者の親権者が欠けることになります。その場合、父である夫が当然に未成年者の親権者となるものではなく、夫への親権者変更の申立て（民法 819 条 6 項）を行い、これが認められる必要があります。

また、申立てから審判の効力が生ずるまでは時間がかかるので、その間、現親権者の職務執行を停止し、あなたを職務代行者として選任する審判（審判前の保全処分、家事事件手続法 105 条）を求めることができます。

③－14 【失踪宣告後、生存が判明した場合】

Q 夫について失踪宣告を受けようと思います。もし、失踪宣告後に夫が生存していたことが判明した場合、何か手続は必要ですか。

A

失踪宣告後に夫の生存が判明したときは、本人又は利害関係人が家庭裁判所

③-15 【認定死亡後、生存が判明した場合】

に請求して、失踪宣告の取消しをしなければなりません（民法 32 条 1 項前段）。

失踪宣告が取り消されれば、相続は開始しなかったことになります。しかし、失踪宣告後その取消し前に当事者全員が「善意」でした行為は有効であり、その行為の効力には影響を及ぼしません（民法 32 条 1 項後段）。また、失踪宣告によって財産を得た人がいれば、現存利益を返還しなければなりません（同条 2 項ただし書）。

③-15 【認定死亡後、生存が判明した場合】

Q 夫が認定死亡とされ、戸籍に死亡と書かれてしまいました。もし、夫が生存していた場合、何か手続は必要ですか。

A

認定死亡は、「取調をした官庁又は公署は、死亡地の市町村長に死亡の報告」をすることにより、本人の戸籍に死亡の記載が行われます（戸籍記載の日に死亡したことになります）。ただし、死亡が推定されるにとどまるので、後に、生存していることがわかれば、戸籍の訂正を行う必要があります。

認定死亡後その訂正前に行われた行為は、失踪宣告に準じると考えられています。